# 観光財源の確保策

## 地方自治体における観光財源の確保事例①

税目	自治体	納税義務者	税率・税額	収入額	税収の使途				
法定目的税	法定目的税								
入湯税	鉱泉浴場所在の市 町村. (H27 年 度:976 団体)	鉱泉浴場における入 湯客	1人1日150円(標準税率) ※自治体により、日帰り/宿泊の別により違いがある	ー ※全国で227億円 (H27年度)	環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備 観光振興(観光施設の整備を含む)				
法定外目的和	党								
宿泊税	東京都 H14年10月~	宿泊客(ホテル、旅 館)	宿泊料金1人1泊当たり 10,000円未満 : 非課税 10,000円以上15,000円未満: 100円 15,000円以上 : 200円	24.62億円 (H28年度)	観光振興				
	大阪府 H29年1月~	宿泊客(ホテル、旅 館、簡易宿所)	宿泊料金1人1泊当たり 10,000円未満 : 非課税 10,000円以上15,000円未満: 100円 15,000円以上20,000円未満: 200円 20,000円以上 : 300円	10.93億円 (H29年度予算 額)	観光振興				
	京都市 H30年10月頃~ 予定	宿泊者(ホテル,旅館,簡易宿所等のほか,いわゆる違法民泊等への宿泊者も含む)	宿泊料金1人1泊当たり 20,000円未満 : 200円 20,000円以上50,000円未満: 500円 50,000円以上 : 1000円	45.6億円 (見込み)	観光振興 (文化財保護、道路・公共交通機関 の渋滞対策、違法民泊適正化等も含む)				
歴史と文化の環境税	福岡県太宰府市 H15年5月~ ※法定外普通税	一時有料駐車場の利 用者	駐車行為1回につき 原付自転車を含む二輪車:50円 乗用車:100円 マイクロバス:300円 大型バス:500円	0.84億円 (H28年度)	歴史的文化遺産及び観光資源等の保 全と整備				

## 地方自治体における観光財源の確保事例①

税目	自治体	納税義務者	税率・税額	収入額	税収の使途
環境協力税	沖縄県伊是名村 H17年4月~	旅客船、飛行機等により入域する者	1回の入域につき100円 ※障害者、高校生以下は課税免除	0.05億円 (H27年度)	環境の美化、環境の保全及 び観光施設の維持整備
	沖縄県伊平屋村 H20年4月~	旅客船等により入域する者	1回の入域につき100円 ※障害者、高校生以下は課税免除	0.03億円 (H27年度)	環境の美化、環境の保全及 び観光施設の維持整備
	沖縄県渡嘉敷村 H23年7月~	旅客船、ヘリコプタ一等により入域 する者	1回の入域につき100円 ※障害者、中学生以下は課税免除	0.12億円 (H27年度)	環境の美化、環境の保全及 び観光施設の維持整備
遊漁税	山梨県富士河口 湖町	遊漁行為を行う者	1人1日200円	0.08億円	河口湖及びその周辺地域に おける環境の保全、環境の 美化及び施設の整備の費用
乗鞍環境保全 税	岐阜県	乗鞍鶴ケ池駐車場へ入り込む自動車 を運転する者	(1)乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外…3,000円/回 ・一般乗合用バス…2,000円/回 (2)乗車定員が11人以上29人以下の自動車 …1,500円/回 (3)乗車定員が10人以下の自動車 …300円/回	0.15億円 (H26年度)	乗鞍地域の自然環境の保全 に係る施策に要する費用
法定外普通税					
別荘等所有税	静岡県熱海市	別荘等の所有者	650円/㎡	5.56億円 (H26年度)	
空港連絡橋利 用税	大阪府泉佐野市	通行料金を支払う者	100円/往復	3.66億円	_

(観光庁「新たな観光財源の確保策について」より)

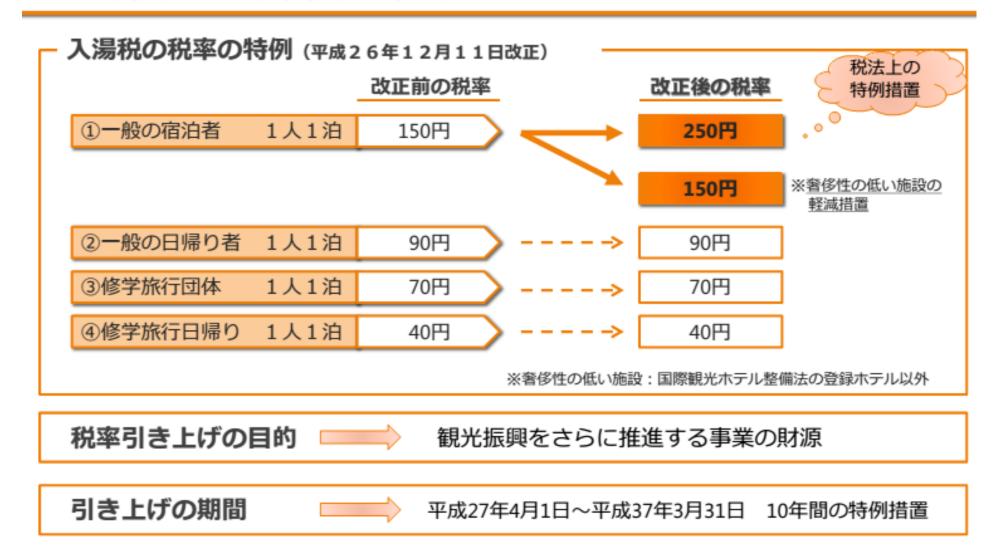
## 地方自治体における観光財源の確保事例①

税目	自治体	納税義務者	税率・税額	収入額	税収の使途
協力金					
富士山保全 協力金	山梨県、静岡県	五合目から山頂を目 指す登山者	1 人1,000円(任意)	1.15億円 (27年度)	富士山の環境保全、富士山に係る情報提供、富士山の登山者の安全対策 その他の富士山の顕著な普遍的価値 の後世への継承等に関する事業に称 する費用
伊吹山入山 協力金	滋賀県米原市	登山者	1人300円(任意)	0.12億円 (H27年度)	貴重な植生の保全、登山者へのより 質の高いサービスの提供その他伊吹 山の貴重な自然環境の未来の世代へ の継承等に関する事業に要する費用

(観光庁「新たな観光財源の確保策について」より)

	*** * * ***	※白馬村の場合			
	制度の概要	事業区分	収入額	使途	
ふるさと納税	都道府県・市区町村に対してふるさと納税(寄付)をすると、ふるさと納税(寄付)額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される	(白馬村の場合) 全体収入額	2.12億円(H29年度)		
		うち環境保全 • 景観維持再生事業	0.82億円(H29年度)	地球温暖化対策事業(太陽光発電設置補助金、生ご み処理機購入補助金)、登山道整備、塵芥処理事業	
		国際交流事業	0.12億円(H29年度)	産地づくり対策事業(特産品生産拡大、普及推進)、 海外観光客受入整備(ナイトシャトルバス運行)	

# 入湯税超過課税の概要



# 引上げ分の使途について

### ● 10年間の引上げ分の使途

#### 引上げ分の税収の見込み

税率引き上げ分の税収見込みは、48,000千円/年額。

#### 具体的な使途

- 1 国際観光地環境整備事業
  - (1) フォレストガーデン整備事業 阿寒湖温泉の玄関口として、駐車場、園地、 観光情報発信施設などを整備

H30年度は1工区駐車場舗装完成 8月中旬より駐車場共用開始



# 引上げ分の使途について

### ● 10年間の引上げ分の使途

#### 具体的な使途

- 1 国際観光地環境整備事業
  - (2) まちなか活性化事業
    - ①外客対応「案内板」整備事業:観光光案内板の統一化
    - ②外客対応「通信環境」整備:温泉街に無料WiFiを整備)
    - ③外客対応「散策路」整備事業:遊歩道、登山道の整備、案内標識の整備
    - ④まちなかアート導入事業:「アイヌアート」によるまちなかの活性化
    - ⑤景観改善支援事業:景観ルールに基づいた空き店舗等のチェレンジショップへの支援
    - ⑥花いっぱい運動推進事業:まちなかに花を導入
    - ⑦温泉街らしさの演出事業:コミュニティビジネスの支援
- 2 おもてなし事業
  - (1) 「まりも家族手形」復活・推進事業(まりも家族コイン)
  - (2) 「循環バス」復活・運行事業







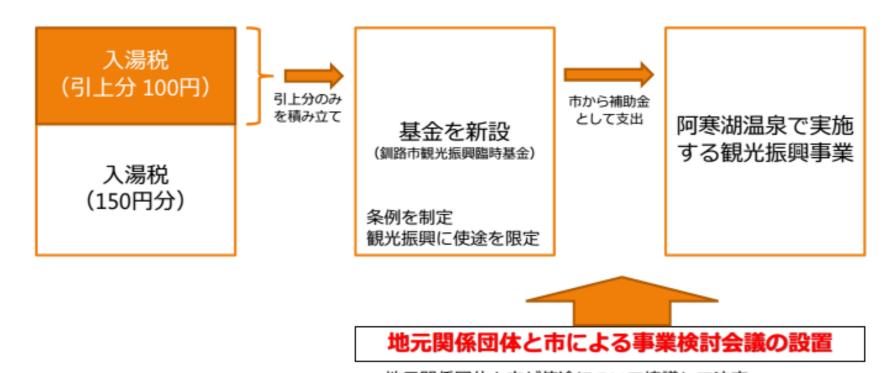




# 入湯税引上げ分の運用方法について

### ●入湯税引上げ分を基金に積み立て

- ・入湯税の引上げ分のみを観光振興の事業にあてるための基金条例を制定
- ・基金化することで、実際に何にどのくらい使ったのかを明確化
- ・地元の事業に対して、市から補助金という形で支出(地元と事業を調整し決定)



- 地元関係団体と市が使途について協議して決定
- 事業の検証なども実施

## 制度上の取り扱い(入湯税、法定外目的税、分担金)

	定義	根拠法令	備考
法定目的税(入湯税)	・ 地方税法に定める税目 ・ 使途を特定して徴収される	※入湯税について 地方税法第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保 護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設 の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。) に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に 対し、入湯客に入湯税を課するものとする。	
法定外目的税	<ul><li>地方税法に定める税目(法定税) 以外に、各自治体が条例により新 設することができる税目</li><li>使途を特定して徴収される</li></ul>	地方税法第731条第1項 道府県又は市町村は、条例で定める特別の費用に充て るため、法定外目的税を課することができる。	新設には総務大臣の 同意が必要
分担金	・ 各自治体が条例により、特定事件 の経費に充てるため、その受益の 限度で受益者から徴収するもの	地方自治法第224条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、 数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事 件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件に より特に利益を受ける者から、その受益の限度におい て、分担金を徴収することができる。	

### 制度上の取り扱い(ふるさと納税)

#### 制度の概要

▶ 都道府県・市区町村に対してふるさと納税(寄附)をすると、ふるさと納税(寄附)額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。

(例:年収700万円の給与所得者(夫婦子なし)が、30,000円のふるさと納税をすると、2,000円を除く28,000円が控除される。)

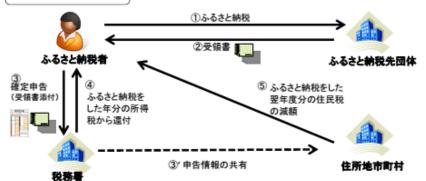


空院を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要(原則)。確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設。

(平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税について適用)

▶ 自分の生まれ故郷や応援したい地方団体など、どの地方団体に対する寄附でも対象となる。

#### 手続(原則)



※ 確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体 に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創 設(平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用)

#### 導入以降の実績

	人数	寄附金額	税額控除額
平成21年度 (ふるさと納税導入)	3万人	73億円	19億円
平成22年度	3万人	66億円	18億円
平成23年度	3万人	67億円	20億円
平成24年度	74万人	649億円	210億円
平成25年度	11万人	130億円	45億円
平成26年度	13万人	142億円	61億円
合計	108万人	1,126億円	373億円

## 海外観光地における観光財源の確保事例①

国名	自治体	名称	納税義務者	税率・税額	税収の使途				
ヨーロッパ	ヨーロッパ								
スペイン	バルセロナ	観光税	宿泊客 (17歳以上)	<ul> <li>1から3スターホテル、その他簡易宿泊施設</li> <li>…€0.75</li> <li>4スターホテル…€1.25</li> <li>5スターホテル、クルーズ…€2.50</li> </ul>	観光振興				
	バレアレス 諸島	観光環境税	宿泊客 (17歳以上)	<ul> <li>最初の8泊(シーズン中)</li> <li>€1~2.00(ホテルのランクにより変動)</li> <li>9泊以降 税額は通常の半額</li> <li>オフシーズン中 税額は通常の半額</li> </ul>	資源の保護				
イタリア	ローマ	観光税	宿泊客 (11才以上)	<ul> <li>1又は2スターホテル…€3</li> <li>3スターホテル…€4</li> <li>4スターホテル…€6</li> <li>5スターホテル…€7</li> </ul>	宿泊施設の維持 文化財及び景観の維持・再生、それに 関連する地方公共サービスの維持・再 生を含む観光業への財政的支援				
スイス	ツェルマット	訪問客税	宿泊客(州内に住居を持 つ者を除く)	<ul> <li>・ 大人1泊···CHF3</li> <li>・ 子供(6~16歳) 1泊···CHF1.5</li> </ul>	情報・予約サービス 観光地体験 観光、文化、スポーツを提供する施設				
ドイツ	ベルリン	宿泊税	宿泊客(ビジネス目的 の宿泊客は対象外)	宿泊料金の5%	文化目的に使用				
フランス	パリ	観光税	宿泊客	<ul> <li>館…€4</li> <li>5スターホテル…€3</li> <li>1スターホテル等…€0.9</li> <li>4スターホテル…€3</li> <li>5又は4スターキャンプ場…€0.54</li> <li>3スターホテル…€1.5</li> <li>その他キャンプ場…€0.2</li> <li>パリでは上記税率に10%の追加税がかかる(宿泊客には10%上乗せされた税率が提示される)</li> </ul>	観光振興				

### 海外観光地における観光財源の確保事例①

国名	自治体	名称	納税義務者	税率・税額	税収の使途				
北米	北米								
カナダ	ウィスラー	追加ホテル 税	宿泊客	宿泊料金の2%	観光事業(特に観光振興、新しい観光 施設の資金調達及び運営)				
アメリカ 合衆国	ベイル	地域マーケ ティング区 域税	宿泊客	宿泊料金の1.4%	事業の誘致及び観光振興を目的とした 公的イベントの組織、運営、プロモー ション、マーケティング。				
	アスペン	宿泊税	宿泊客	宿泊料金の2%	地方交通サービスに25%、 アスペンの観光促進に75%				
	ハワイ	宿泊税	宿泊施設等	宿泊料金の9.25%	観光関連の用途に(法定された)一定 額を優先的に配分(郡への配分も含) 残りは一般財源				
	ロサンゼルス	TMD課税※	ロサンゼルス市内の50 室以上を有するホテル の宿泊者	宿泊料金の1.5%	ロサンゼルスTMDでのビジネス会議や 観光旅行のためのプロモーション				
	サンディエゴ	TMD課税※	①ロサンゼルス市内の 30部屋以上の宿泊施設 ②サンディエゴ市内の 上記以外の宿泊施設	①宿泊料金の2% ②宿泊料金の0.55%	観光プロモーション				

<sup>※</sup> TMD・・・観光マーケティング地区(Tourism Marketing District(TMD))は、都市改善のために特定地域内の企業が負担金を出資する、ビジネス改善地区(Business Improvement District (BID))と類似の仕組み。 地区のプロモーション活動資金を捻出するため、地区内に立地するホテル売上額に課税する仕組み。 ロサンゼルスのTMDは、このプログラムの運営を担うロサンゼルス・ツーリズム&コンベンション・ボードと契約した、ロサン ゼルス・ツーリズム・マーケティング・ディストリクト・コーポレーションによって管理されている。

(日本交通公社「観光振興に関わる財源確保の課題について」、大阪府「大阪府の財政状況及び観光客の状況、財源確保の事例」より作成)